

指定障がい福祉サービス事業者等の指定に関する要綱

制 定：平成 24 年 3 月 30 日

一部改正：平成 25 年 3 月 31 日

一部改正：平成 27 年 3 月 31 日

一部改正：平成 30 年 3 月 31 日

最終改正：令和 3 年 3 月 31 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「障害者総合支援法省令」という。）、大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 13 号）、大阪市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 14 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）、大阪市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 15 号）及び大阪市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 18 号）並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児童法」という。）、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「児童省令」という。）、大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 19 号）、大阪市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 20 号）、大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪市条例第 49 号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）に定める指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児入所施設、指定障がい児相談支援事業者の指定、障がい者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい児通所支援事業者及び指定障がい児入所施設

等の指定の申請)

第2条 障害者総合支援法第36条第1項(法第41条第4項において準用する場合を含む。)、

第38条第1項(法第41条第4項において準用する場合を含む。)、第51条の19第1項(法第51条の21第2項において準用する場合を含む。)及び第51条の20第1項(法第51条の21第2項において準用する場合を含む。)、児童法第21条の5の15第1項(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)、第24条の9第1項(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。)及び第24条の28第1項(法第24条の29第4項において準用する場合を含む。)の規定による申請は、指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者・指定障がい児通所支援事業者・指定障がい児入所施設・指定障がい児相談支援事業者指定申請書(様式第1号)により行わなければならない。

- 2 指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児入所施設、指定障がい児相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入口その他公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(指定障がい福祉サービス事業者等の指定の変更の申請)

第2条の2 障害者総合支援法第37条第1項及び第39条第1項の規定による申請は、指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設変更申請書(様式第2号)により行わなければならない。

(指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい児通所支援事業者及び指定障がい児入所施設等の変更等の届出)

第3条 障害者総合支援法第46条第1項から第3項の規定、及び第51条の25第1項から第4項、児童法第21条の5の20第3項及び4項、第24条の13第3項、第24条の32第1項及び第2項の規定による届出は、変更に係るものにあっては指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者・指定障がい児通所支援事業者・指定障がい児入所施設・指定障がい児相談支援事業者変更届(様式第3号)により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあっては、指定障がい福祉サービス事業者・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者・指定障がい児通所支援事業者・指定障がい児相談支援事業者廃止(休止・再開)届出書(様式第4号)により行わなければならない。

- 2 障害者総合支援法第47条、児童法第24条の14の規定による辞退は、指定障がい者支援施設・指定障がい児入所施設指定辞退届出書(様式第5号)により行わなければならない。

(添付書類)

第4条 市長は、前3条に規定する申請書又は届出書に、必要があると認めるときは、障害者総合支援法省令及び児童省令に定めるものほか、市長が必要とする書類を添付させることができる。

(障がい福祉サービス事業等の開始の届出)

第5条 障害者総合支援法第79条第2項及び児童法第34条の3第2項の規定による届出は、障がい福祉サービス事業等・障がい児通所支援事業等開始届(様式第6号)により行わなければならない。

(公示)

第6条 市長は、障害者総合支援法第51条、第51条の30及び児童法第21条の5の25、第24条の18、第24条の37の規定に基づき次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 指定等に係る指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障がい児入所施設、指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定等の年月日
- (4) 指定等に係る指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障がい児入所施設、指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児相談支援事業者の種類
- (5) 事業の主たる対象者
- (6) 事業所番号

(施行のために必要な準備)

第7条 大阪市長は、この要綱の施行日前においても、指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障がい児入所施設、指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児相談支援事業者の指定等に関し必要な業務を行うことができる。

(業務管理体制の届出)

第8条 障害者総合支援法第51条の2第2項及び第51条の31第2項並びに児童法第21条の5の26第2項及び第24条の19の2において準用する第21条の5の26第2項及び第24条の38第2項の規定による届出は、障害者総合支援法省令第34条の28第1項及び第34条の62第1項並びに児童省令第18条の38第1項及び第25条の23の2第1項及び第25条の26の9第1項に掲げる事項について、障害者総合支援法に基づく業務管

理体制の整備に関する事項の届出書（業管第1－1号）及び児童法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（業管第1－2号）により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第9条 障害者総合支援法第51条の2第3項及び第51条の31第3項並びに児童法第21条の5の26第3項及び第24条の19の2において準用する第21条の5の26第3項及び第24条の38第3項の規定による届出事項の変更の届出は、障害者総合支援法省令第34条の28第2項及び第34条の62第2項並びに児童省令第18条の38第2項、第25条の23の2第2項及び第25条の26の9第2項に掲げる事項について、障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）（業管第2－1号）及び児童法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）（業管第2－2号）により行うものとする。

(区分の変更の届出)

第10条 障害者総合支援法第51条の2第4項及び第51条の31第4項並びに児童法第21条の5の26第4項、第24条の19の2において準用する第21条の5の26第4項及び第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出は、障害者総合支援法省令第34条の28第3項及び第34条の62第3項並びに児童省令第18条の38第3項、第25条の23の2第3項及び第25条の26の9第3項に掲げる事項について、障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（業管第1－1号）及び児童法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（業管第1－2号）により行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障がい児入所施設、指定障がい児通所支援事業者及び指定障がい児相談支援事業者の指定等並びに指定特定相談支援事業者及び指定障がい児相談支援事業者の業務管理体制の届出等に関し必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前において、この要綱に相当する様式（大阪府障害者自立支援法施行細則の様式）により作成したものは、当分の間、所要の調整をした上、この要綱の

様式により作成したものとして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設
指定一般相談支援事業者
指定特定相談支援事業者
指定障害児通所支援事業者
指定障害児入所施設
指定障害児相談支援事業者

指定申請書

（兼 更新申請書）

年 月 日

大阪市長様

申請者
主たる事務所の所在地：
名 称：
代表者の職・氏名：

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第36条 第1項
第38条 第1項
第51条の19第1項
第51条の20第1項
児童福祉法
第21条の5の15第1項
第24条の9第1項
第24条の28第1項

の規定により
指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設
指定一般相談支援事業者
指定特定相談支援事業者
指定障害児通所支援事業者
指定障害児入所施設
指定障害児相談支援事業者

の指定を受けたいので

関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	名称又は氏名 (フリガナ)				
	主たる事務所の所在地又は住所	郵便番号() 都道府県 郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	法人の種別			法人所轄庁	
	代表者の職・氏名	職名		フリガナ ()	
	代表者の住所	郵便番号() 都道府県 郡市			

事業所（施設）の名称		(川が木).....						
事業所（施設）の所在地		郵便番号() 大阪市 区						
指定（更新）申請をする事業								
事業の種類			事業開始予定期	年	月	日	既に指定を受けている事業等 事業所番号及び年月日	
						添付する付表		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 指定を受けようとする事業所・施設の種類	居宅介護		年	月	日	付表 1	備考 別紙のとおり	
	重度訪問介護		年	月	日	付表 1	別紙のとおり	
	同行援護		年	月	日	付表 1	別紙のとおり	
	行動援護		年	月	日	付表 1	別紙のとおり	
	共生型居宅介護		年	月	日	付表 1	別紙のとおり	
	共生型重度訪問介護		年	月	日	付表 1	別紙のとおり	
	共生型同行援護		年	月	日	付表 1	別紙のとおり	
	共生型行動援護		年	月	日	付表 1	別紙のとおり	
	重度障害者等包括支援		年	月	日	付表 2	別紙のとおり	
	特定相談支援事業		年	月	日	付表 3	別紙のとおり	
	一般相談支援事業（地域移行支援）		年	月	日	付表 3	別紙のとおり	
	一般相談支援事業（地域定着支援）		年	月	日	付表 3	別紙のとおり	
	療養介護		年	月	日	付表 4	別紙のとおり	
	生活介護		年	月	日	付表 5	別紙のとおり	
	共生型生活介護		年	月	日	付表 5	別紙のとおり	
	自立訓練		機能訓練	年	月	日	付表 6	別紙のとおり
			生活訓練	年	月	日	付表 7	別紙のとおり
	自立訓練		共生型機能訓練	年	月	日	付表 6	別紙のとおり
			共生型生活訓練	年	月	日	付表 7	別紙のとおり
	宿泊型自立訓練			年	月	日	付表 7	別紙のとおり
	就労選択支援			年	月	日	付表 26	別紙のとおり
	就労移行支援			年	月	日	付表 8	別紙のとおり
	就労継続支援		A型（雇用型）	年	月	日	付表 9	別紙のとおり
			B型（非雇用型）	年	月	日	付表 9	別紙のとおり
	多機能型			年	月	日	付表 11	別紙のとおり
	短期入所			年	月	日	付表 12	別紙のとおり
	共生型短期入所			年	月	日	付表 12	別紙のとおり
	就労定着支援			年	月	日	付表 23	別紙のとおり
	自立生活援助			年	月	日	付表 24	別紙のとおり
	共同生活援助			年	月	日	付表 13	別紙のとおり
	障害者支援施設			年	月	日	付表 14	別紙のとおり
	障害児相談支援事業			年	月	日	付表 3	別紙のとおり
	放課後等デイサービス			年	月	日	付表 15	別紙のとおり
	共生型放課後等デイサービス			年	月	日	付表 15	別紙のとおり
	児童発達支援			年	月	日	付表 16	別紙のとおり
	共生型児童発達支援			年	月	日	付表 16	別紙のとおり
	福祉型児童発達支援センター			年	月	日	付表 17	別紙のとおり
	医療型発達支援センター			年	月	日	付表 18	別紙のとおり
	保育所等訪問支援			年	月	日	付表 19	別紙のとおり
	福祉型障害児入所施設			年	月	日	付表 20	別紙のとおり
	医療型障害児入所施設			年	月	日	付表 21	別紙のとおり
	居宅訪問型児童発達支援			年	月	日	付表 25	別紙のとおり
	訪問介護			年	月	日		
	訪問入浴介護			年	月	日		
	訪問看護			年	月	日		
	訪問リハビリテーション			年	月	日		
	通所介護			年	月	日		
	通所リハビリテーション			年	月	日		
短期入所生活介護			年	月	日			
短期入所療養介護			年	月	日			
特定施設入居者生活介護			年	月	日			
福祉用具貸与			年	月	日			
特定福祉用具販売			年	月	日			
居宅介護支援事業者			年	月	日			
介護予防訪問介護			年	月	日			
介護予防訪問看護			年	月	日			
介護予防訪問リハビリテーション			年	月	日			
介護予防通所リハビリテーション			年	月	日			
介護予防短期入所生活介護			年	月	日			
介護予防短期入所療養介護			年	月	日			
介護予防特定施設入居者生活			年	月	日			
介護予防福祉用具貸与			年	月	日			
特定介護予防福祉用具販売			年	月	日			
第1号訪問事業（介護予防型）			年	月	日			
第1号訪問事業（生活援助型）			年	月	日			
第1号通所事業（介護予防型）			年	月	日			
第1号通所事業（短時間型）			年	月	日			
第1号通所事業（選択型）			年	月	日			

様式第2号（第2条の2関係）

指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設 変更申請書

令和 年 月 日

大阪市長様

主たる事務所
の所在地：
申請者名 称：
代表者の職・氏名：

障害者の日常生活及び社会生活を **{ 第37条第1項 }** の規定により **{ 指定障害福祉サービス事業者 }** の指定の内容を変更総合的に支援するための法律 **{ 第39条第1項 }** の規定により **{ 指定障害者支援施設 }** の指定の内容を変更

したいので、関係書類を添えて申請します。

申請者 (申請者)	名称又は氏名	(フリガナ).....						
	主たる事務所の所在地又は住所	郵便番号() 都道府県	都道府県	都市				
	連絡先	電話番号	FAX番号					
	法人の種別			法人所轄庁				
	代表者の職・氏名	職名		(フリガナ) 氏名				
	代表者の住所	郵便番号() 都道府県	都道府県	都市				
ビ事業所 (施設) 及び サ 類)	事業所(施設)の名称	(フリガナ).....						
	事業所(施設)の所在地	郵便番号() 大阪市 区						
	サービスの種類等	生活介護	就労継続支援(B型)	障害者支援施設 サービスの種類	定員			
変更する事項 及び その 内容	変更する事項		変更する内容					
	1	事業所(施設)の名称	(変更前)					
	2	事業所(施設)の所在地						
	3	申請者(設置者)の名称						
	4	申請者(設置者)の主たる事務所の所在地						
	5	申請者(設置者)の代表者の氏名						
	6	申請者(設置者)の代表者の住所						
	7	建物の構造概要				(変更後)		
	8	事業所(施設)の平面図及び設備の概要						
	9	役員の氏名、生年月日及び住所						
	10	従業者(従業員)の勤務の体制及び勤務形態						
	11	利用者の推定数						
	12	施設障害福祉サービスの種類						
	13	利用定員						
変更年月日			年	月	日			

備考

- 「受付」の欄には記入しないでください。
- 「法人の種別」の欄には、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」の欄には、申請者が行政庁(大臣、都道府県知事等)の許認可等を受けて設立された法人である場合に、その行政庁の名称を記入してください。

受付

様式第3号（第3条関係）

指定障害福祉サービス事業者
 指定障害者支援施設
 指定一般相談支援事業者
 指定特定相談支援事業者
 指定障害児通所支援事業者
 指定障害児入所施設
 指定障害児相談支援事業者

変更届

年 月 日

大阪市長様

届出者

主たる事務所の所在地：
 名称：
 代表者の職・氏名：

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 児童福祉法

第46条第1項
 第46条第3項
 第51条の25第1項
 第51条の25第3項
 第21条の5の19第1項
 第24条の13
 第24条の32第1項

の規定により、次のとおり指定の内容を変更したので、届け出ます。

指定内容を変更した事業所		事業所番号	2	7											
〔共同生活援助にあっては、主たる事業所〕		名 称													
		所 在 地													
		事業の種類													
変更があった事項		変 更 の 内 容													
1	事業所（施設）の名称	(変更前)													
2	事業所（施設）の所在地														
3	申請者（設置者）の名称														
4	申請者（設置者）の主たる事務所の所在地														
5	申請者（設置者）の代表者の氏名及び住所														
6	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)														
7	委託により提供している障害福祉サービスの種類及び事業所の名称														
8	事業所の建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要														
9	管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴														
10	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴														
11	サービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴														
12	相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴	(変更後)													
13	主たる対象者														
14	役員の氏名、生年月日及び住所														
15	運営規程														
16	介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び療養介護医療費の請求に関する事項														
17	障害児通所給付費、障害児入所給付費、障害児相談支援給付費の請求に関する事項														
18	事業所の種別（併設型・空床型・単独型の別）														
19	併設型及び単独型における利用者の推定数（利用定員）又は空床型における当該施設の入所者の定員														
20	協力医療機関、協力歯科医療機関の名称、診療科名及び契約の内容														
21	その他の事項														
変更年月日		年 月 日													
変更理由															

様式第4号（第3条関係）

指定障害福祉サービス事業者
指定一般相談支援事業者
指定特定相談支援事業者
指定障害児通所支援事業者
指定障害児相談支援事業者

廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

大阪市長様

届出者
 主たる事務所の所在地：
 名称：
 代表者の職・氏名：

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 第46条第1項、第2項、第3項
 第51条の25第1項、第2項
 第51条の25第3項、第4項
 第21条の5の20第3項、第4項
 第24条の32第1項、第2項

児童福祉法

の規定により、次のとおり事業の廃止・休止・再開をしますので届け出ます。

廃止（休止・再開）する事業所 共同生活援助にあっては、廃止・休止・再開する主たる事業所	事業所番号 27 名称 所在地 事業の種類
廃止（休止・再開）する年月日	年 月 日
廃止・休止する理由	
現に指定障害福祉サービス等を受けている者に対する措置 （廃止・休止する場合のみ）	
休止予定期間（休止の場合のみ）	年 月 日から 年 月 日まで

指定障害者支援施設
指定障害児入所施設

指定辞退届出書

大阪市長様

令和 年 月 日

届出者
主たる事務所の所在地：
名 称：
代表者の職・氏名：

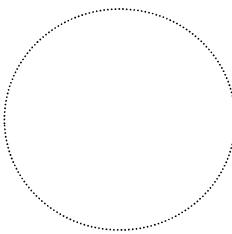
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第47条
児童福祉法第24条の14

の規定により、次のとおり指定を辞退したいので、届け出ます。

指 定 を 辞 退 す る 施 設	事 業 所 番 号	2 7									
	名 称										
指 定 を 受 け た 年 月 日	平 成	年	月	日							
指 定 を 辞 退 す る 年 月 日	平 成	年	月	日							
指 定 を 辞 退 す る 理 由											
現 に 施 設 に 入 所 し て い る 者 に 対 す る 措 置											

様式第6号（第5条関係）

障害福祉サービス事業等 開始届
障害児通所支援事業等



年 月 日

大阪市長様

申請者
の
主たる事務所地
名稱：
代表者の職・氏名：

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項
児童福祉法第34条の3第2項

障害福祉サービス事業等
障害児通所支援事業等

の規定により

事業所(施設)の名称	(フリガナ)	
事業所(施設)の所在地	郵便番号() 大阪市 区	
開始する事業の種類	障害福祉サービス事業等	ア 障害福祉サービス事業 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者包括支援 療養介護 生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 短期入所 共同生活援助 施設入所支援 自立生活援助 就労定着支援 就労選択支援
	障害児支援等	イ 相談支援事業 地域移行支援 地域定着支援 計画相談支援 ウ 移動支援事業 エ 地域活動支援センターを経営する事業 オ 福祉ホームを経営する事業
条例、定款、その他の基本約款		
職員の定数及び職務の内容		
主な職員の氏名及び経歴		
事業を行う区域	添付書類のとおり	
事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員 (※右欄「種類」に記載のある事業のみ記入)	種類	療養介護・生活介護・短期入所・重度障害者等包括支援・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助・地域活動支援センター・福祉ホーム
	施設名称	
	所在地	
	利用定員	名
事業開始の予定年月日	令和 年 月 日	

受付番号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

令和 年 月 日

大阪市長 様

事業者名稱
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号													
1 届出の内容													
(1) 法第 51 条の 2 第 2 項、第 51 条の 31 第 2 項関係（整備）													
(2) 法第 51 条の 2 第 4 項、第 51 条の 31 第 4 項関係（区分の変更）													
2 事 業 者	フリガナ												
	名称又は氏名												
	住所 (主たる事務所 の所在地)	(郵便番号 一) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)											
		連絡先	電話番号				FAX番号						
		法人の種別											
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職 名		フリガナ			生年 月日	年 月 日					
		氏 名											
代表者の住所	(郵便番号 一) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)												
	3 事業所名称等 及び所在地	事業所名称	指定年月日	事業所番号	所在 地								
	計 カ所												
4 障害者の日常生活 及び社会生活を総合的 に支援するための法律 上の該当する条文（事 業者の区分）	(1) 法第 51 条の 2 (指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設等の設 置者)												
	(2) 法第 51 条の 31 (指定相談支援事業者)												
5 障害者の日常生活 及び社会生活を総合的 に支援するための法律 施行規則第 34 条の 28 及び第 34 条の 62 第 1 項第 2 号から第 4 号に 基づく届出事項	第 2 号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）			生年月日								
	第 3 号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要											
	第 4 号	業務執行の状況の監査の方法の概要											
分 6 變 更 區	区分変更前行政機関名称、担当部（局）課												
	事業者（法人）番号												
	区分変更の理由												

	区分変更後行政機関名称、担当部（局） 課	
区 分 変 更 日		年 月 日

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

令和 年 月 日

大阪市長様

事業者名稱

代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号							
事業者	1 届出の内容						
	(1) 児童福祉法第21条の5の25第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項 関係(整備)						
	(2) 児童福祉法第21条の5の25第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項 関係(区分の変更)						
	フリガナ						
	名称又は氏名						
	2	住所 (主たる事務所 の所在地)	(郵便番号ー) 都道府県 郡市 区				
			(ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号		FAX番号			
	法人の種別						
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ		生年 月日	年月日	
代表者の住所	(郵便番号ー) 都道府県 郡市 区						
(ビルの名称等)							
3	事業所名称等 及び所在地	事業所名称	指定年月日	事業所番号	所在地		
		計 カ所					
4	児童福祉法上の該当する条文(事業者の区分)	(1) 法第21条の5の25(指定障がい児通所支援事業者等)					
		(2) 法第24条の19の2(指定障がい児入所施設等の設置者)					
		(3) 法第24条の38(指定障がい児相談支援事業者)					
5	児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)	生年月日			
		第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要				
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要					
6 区分 変更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課						
	事業者(法人)番号						
	区分変更の理由						
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課						
	区分変更日	年月日					

受付番号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）

令和 年 月 日

大阪市長 様

事業者 名 称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

変更があつた事項

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1、法人の種別、名称（フリガナ） | 2、主たる事務所の所在地、電話、FAX番号 |
| 3、代表者氏名（フリガナ）、生年月日 | 4、代表者の住所、職名 |
| 5、事業所名称等及び所在地 | |
| 6、法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日 | |
| 7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 | |
| 8、業務執行の状況の監査の方法の概要 | |

変更の内容

(変更前)

(変更後)

受付番号

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）

令和 年 月 日

大阪市長 様

事業者 名 称

代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号												
変更があつた事項												
1、法人の種別、名称（フリガナ）		2、主たる事務所の所在地、電話、FAX番号										
3、代表者氏名（フリガナ）、生年月日		4、代表者の住所、職名										
5、事業所名称等及び所在地												
6、法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日												
7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要												
8、業務執行の状況の監査の方法の概要												
変更の内容												
(変更前)												
(変更後)												